

ご意見に対する県の考え方

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>1. 計画策定の趣旨 工賃向上計画により、工賃水準が向上しても、B型就労継続支援事業所を利用する障がい者の自立には役立たないのではないか。</p>	<p>B型事業所は、一般企業等への採用が困難な方や採用に至っても心身の状態や何らかの事情で離職された方が利用され、事業所スタッフのサポートを受けながら、就労へ向けた知識や技術を習得する場です。 利用者は働く喜びを得ながら工賃を受け取ることに加え、仲間同士の交流を図ったり、スポーツや文化活動に参加し、社会との繋がりを持ちながら生活されています。 また、工賃向上の取組で高い技術も取得される利用者もあり、50名程度／年の方が一般企業等へ就職されます。</p>
2	<p>2. 現状と課題 (2) 工賃向上の推移 等 工賃向上の推移は良好のようだが、要因をもう少し詳しくお聞かせ願いたい。</p>	<p>大きな要因の一つとして、農福連携の取組が増えていることが考えられます。 今後、農福連携の波及効果を検証するため、関係機関や全国自治体と連携を図り、調査を実施する予定ですので、結果は改めてホームページ等で情報を公表します。</p> <p>【参考】 農福連携 農業の繁忙期における労働力や担い手の確保へ向け、福祉事業所と農業経営者が連携し、障がい者が農業を通じて活躍できる取組</p>
3	<p>2. 現状と課題 (5) 課題 工賃向上の取組が障がいのある利用者の負担となっていないか。</p>	<p>県としては利用者が社会活動へ参加するため、B型事業所は重要な活動の場の一つとして考えています。 各事業所では利用者や家族との面談等を通じて、利用者の大きな負担にならないように個々の年齢や体力を考慮し、作業内容を利用者の状況に応じて見直します。 また、事業所の判断で体調を考慮し1日の作業を短時間で切り上げることもあります。 県は実地指導等で各事業所を訪問した際は、作業日誌により休憩時間等を確認し、必要に応じてB型事業所へ助言等を行っています。</p>
4	<p>3. 目標工賃(H30～H32の目標工賃) 目標工賃設定は県ではなく、就労継続支援B型事業所に任せて、障がいのある利用者の実情を踏まえ設定して欲しい。</p>	<p>県では全事業所の目標工賃や意見等を踏まえ統計数値を参考に、目標工賃を設定しています。 この目標工賃は県事業のあり方を検討したり、支援施策を活用したB型事業所の工賃向上への効果を検証するために活用しています。 一方で、各事業所では利用者や地域の実情を踏まえ工賃向上計画が策定され、利用者への支払い工賃の目標額として活用されています。</p>
5	<p>3. 目標工賃(H30～H32の目標工賃) 県の工賃目標が一般的な平均額よりも安いようだが、障がいの程度によってはもう少し高額に設定してはどうか。 また、事業所の環境を整えれば、もう少し頑張れる利用者も増えるのではないか。</p>	<p>一般企業等で支払われる「賃金」は雇用契約に基づき支払われており、現在の最低賃金は時給740円以上(H29.10.1～)が適用されます。 一方、事業所で支払われる「工賃」は、制度上、雇用契約に基づかず、作業対価によって支払われることから、「賃金」と比較すると安くなる傾向にあります。 事業所の一部では県の目標工賃(H32 時給245円)よりも高い目標工賃を設定し、利用者全員の障がいの程度を把握し、能力に応じた配置等により、時給400円以上を支払う事例もあります。 県は、B型事業所が策定した工賃向上計画に基づき、利用者の工賃向上に資する環境整備の補助を行っています。</p>
6	<p>4. 具体的な方策 (2) 計画の推進体制 官公需の開拓は「率先して行う」意欲が欲しい</p>	<p>県としては優先調達を重点支援施策として位置付けており、毎年度調達方針を定め積極的に取り組みます。 また、市町村へも優先調達の要請を行います。</p>
7	<p>4. 具体的な方策 (3) 具体的な方策 県外での販路開拓を推進してはどうか。</p>	<p>既に県外で販路開拓に取り組む事例はあり、平成30年度以降は、首都圏等での販路開拓についても、特定非営利活動法人島根県就労事業振興センターを中心に支援してまいります。</p>
8	<p>5. 計画全体に関すること イラストや写真などを入れ、従来にない発想で計画を策定してはどうか。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>